

兵庫県公報

平成30年10月19日 金曜日 第 3047 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課） | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同） | 2 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同） | 3 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同） | 3 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同） | 4 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更及び辞退の届出（同） | 5 |
| ○保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課） | 5 |
| ○同 上（同） | 6 |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（水大気課） | 6 |
| ○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同） | 8 |
| ○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 8 |
| ○同 上（同） | 8 |
| ○同 上（同） | 8 |
| ○同 上（同） | 8 |
| ○神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課） | 9 |
| ○道路の位置指定（建築指導課） | 9 |
| 公 告 | |
| ○入札公告（管財課） | 9 |
| ○県有地の一般競争入札による売払い（同） | 12 |
| ○二級河川西郷川水系河川整備基本方針の策定（総合治水課） | 14 |
| ○二級河川都賀川水系河川整備基本方針の策定（同） | 14 |
| ○二級河川高羽川水系河川整備基本方針の策定（同） | 14 |
| ○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 14 |
| ○初代県庁舎復元施設整備に係る基本・実施設計業務プロポーザルの実施（営繕課） | 15 |
| ○入札公告（但馬県民局） | 16 |

告 示

兵庫県告示第891号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

| 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|------------------------|------------|
| ならばやし内科・呼吸器内科クリニック | 芦屋市船戸町1-29 モンテメール西館5階 | 平成30年9月1日 |
| 渡辺歯科 | 伊丹市北野5-37-6 | 同 年8月1日 |
| 小屋歯科医院 | 同 市中央6-1-9 岡ビル2階 | 同 |
| いま訪問看護リハビリステーション伊丹 | 同 市西台1-2-3 山本不動産ビル802号 | 同 |
| とみなが内科クリニック | 同 市車塚2-84-2 | 平成30年9月1日 |
| 豊岡市立但東歯科診療所 | 豊岡市但東町出合150番地 | 同 |
| たけもと内科 | 加古川市加古川町北在家787-5 | 同 |
| なかやま心療内科 | 同 市平岡町新在家1-263-7 | 同 |
| らら薬局北在家店 | 同 市加古川町北在家787-1 | 同 |
| 清水歯科 | 赤穂市加里屋76-8 | 同 |
| 訪問看護ステーションスイッチオン宝塚 | 宝塚市高司5-2-2 | 平成30年8月1日 |
| まつなが歯科クリニック | 同 市山本丸橋1-12-6 | 同 年9月1日 |
| スギ薬局宝塚小林店 | 同 市小林3-9-35 | 同 |
| サンワ薬局 | 三木市末広1-6-41 | 平成30年7月17日 |
| そよかぜ薬局三木緑が丘店 | 同 市緑が丘町本町1-2-2 | 同 年8月1日 |
| スミスクリニック | 川西市中央町15-27 | 同 |
| なかの沼島デンタルクリニック | 南あわじ市沼島字中2409 | 同 |



兵庫県告示第892号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名 称 | 所在地 | 変更内容 |
|-----------------------|---------------------------|--------|
| クラウン薬局 | 洲本市栄町3-481-11 中野ビル東館101 | 医療機関名称 |
| めばえ薬局 | 加古川市平岡町新在家1371-4 キングヴィラ1階 | 同 上 |
| 植田循環器内科クリニック | 川辺郡猪名川町白金3-9-8 | 同 上 |
| 医療法人社団緑清会植田循環器内科クリニック | 同 上 | 開設者名称 |

2 廃止の届出があった指定医療機関

| 名 称 | 所在地 |
|-----|-----|
| | |

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 安井外科 | 伊丹市伊丹1-13-54 |
| 富永医院 | 同 市車塚2-84-2 |
| 小屋歯科医院 | 同 市中央6-1-9 岡ビル2階 |
| 渡辺歯科 | 同 市北野5-9-1 ハイム伊丹北野ファイブ104 |
| 澤田歯科医院 | 豊岡市千代田町9-41 |
| なかやま心療内科 | 加古川市別府町緑町1番地 多木ビル4階 |
| ゴダイ薬局寺家町店 | 同 市加古川町寺家町47-6 ベルデモールビル3B号室 |
| ダイエー宝塚中山店薬局 | 宝塚市売布東の町21-22 |
| そよかぜ薬局三木緑が丘店 | 三木市緑が丘町本町1-2-2 |
| ケイシ堂漢方薬局 | 川西市清和台西3-1-9 |
| ティエス調剤薬局古坂店 | 加西市北条町古坂1-2 |
| まつおかデンタルクリニック | 南あわじ市沼島字中2409 |
| 工藤歯科医院 | 宍粟市千種町黒土字中嶋122-12 |

3 休止の届出があった指定医療機関

| 名 称 | 所在地 |
|----------------|-------------------------|
| ナチュラルデンタルクリニック | 伊丹市池尻4-1-1 イオンモール伊丹昆陽2階 |



兵庫県告示第893号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 指定年月日 |
|---------------|-------------------|------------------|----------------|-----------|
| まごころ居宅介護支援事業所 | 芦屋市陽光町4-58 | 株式会社メディケア・プランニング | 芦屋市岩園町13-24 | 平成30年8月1日 |
| ライフ調剤薬局神野店 | 加古川市神野町神野字本畑241-1 | 有限会社メディカルライフ | 高砂市神爪2-2-6 | 同 年7月1日 |
| フロンティア薬局花屋敷店 | 川西市南花屋敷4-6-7-3 | 株式会社フロンティア | 大阪市淀川区宮原3-5-36 | 同 年8月1日 |



兵庫県告示第894号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年

法律第30号) 第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。
平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 変更内容 |
|------------------------|--------------------------|---------------|---------------------|------|
| SAIYOケアプラン | 伊丹市西台4-6-26 -2階 | 有限会社SAIYO | 伊丹市船原1-2-7 | 所在地 |
| ソヴァニへる訪問看護ステーション | 同 市瑞ヶ丘1-44-1 | 株式会社D-SERVICE | 尼崎市丸島町24 | 名称 |
| 光ヘルパーステーション | 同 市昆陽南4-5-3 レジデンスM108 | 一般社団法人花ことば | 伊丹市昆陽南2-2-36 | 所在地 |
| 介護相談室あえる | 加古川市野口町北野 1289-2 | 株式会社ALC | 加古川市野口町北野 1289-2 | 同 上 |
| ヘルパーステーションあえる | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| それいゆ訪問介護事業所別府 | 加古川市別府町中島町 26 | 河 野 裕 樹 | 加古川市尾上町池田 1843-6 | 名称 |
| それいゆ定期巡回・随時対応型訪問介護看護別府 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |

2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 |
|---------------------|--------------|----------------|--------------|
| 阪神ライフサポート訪問看護ステーション | 伊丹市鈴原町5-26-5 | 有限会社阪神ライフサポート | 伊丹市鈴原町5-26-5 |
| 訪問看護ステーションスイッチオン伊丹 | 同 市鴻池3-16-10 | 株式会社スイッチオンサービス | 同 市鴻池3-16-10 |



兵庫県告示第895号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

| 名 称 | 住 所 | 施術所 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|--------------------------------|-----------|----------------|-----------|
| 宮 本 恭 江 | 高砂市荒井町小松原5-4-14 | ここから鍼灸整骨院 | 加古川市尾上町今福426-5 | 平成30年8月1日 |
| 三 浦 俊 樹 | 加古川市加古川町南備後125-3 ボンボヤージュ202 | 同 上 | 同 上 | 同 |

| | | | | |
|-------|-------------------------|--------------------------------------|-------------------|-----------|
| 田坂正則 | 岡山県瀬戸内市邑久町豊安321-1 | Sports Medicine Crew わもと接骨院 | 赤穂市大橋町1-7 | 平成30年9月7日 |
| 浜岡千尋 | 宝塚市すみれガ丘2-1-2-310 | みるとす整骨院 | 宝塚市旭町2-3-10 | 同 年8月1日 |
| 佐藤功一 | 同 市売布ガ丘7-8 | 同 上 | 同 上 | 同 |
| 服部東望男 | 小野市王子町878-1 ラ・リエゾンII207 | ヒマワリ鍼灸整骨院 | 小野市天神町946-2 | 平成30年6月1日 |
| 岡 正 人 | 姫路市夢前町宮置455-79 | ねひめの里整骨院 | 加西市北条町横尾1-15-1-1号 | 同 年8月21日 |



兵庫県告示第896号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から名称等の変更及び辞退の届出があった。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定施術機関

| 名称 | 住所 | 施術所 | 所在地 | 変更内容 |
|------|------------------|-----------|------------------|------|
| 十亀智彦 | 伊丹市梅ノ木5-4-15-103 | 虹色鍼灸マッサージ | 伊丹市梅ノ木5-4-15-103 | 所在地 |

2 辞退の届出があった指定施術機関

| 名称 | 住所 | 施術所 | 所在地 |
|------|--------------|-------|----------------|
| 隠岐麗王 | 伊丹市東野8-80-15 | おき鍼灸院 | 伊丹市西台1-2-3-201 |



兵庫県告示第897号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 解除予定保安林の所在場所
美方郡香美町小代区秋岡字鉛谷1061の1から1061の7まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第898号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
美方郡香美町小代区秋岡字鉛谷1061の1から1061の3まで・1061の5・1061の6（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第899号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社タカハタ
香川県高松市三谷町3234—10
代表取締役 高 畑 洋 輔
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社タカハタ兵庫工場
宍粟市山崎町五十波17—13
 - (3) 特定施設に関する事項

| 種 類 | 17号 湯煮施設 (No. 1) | | 17号 湯煮施設 (No. 2) | | |
|---------------------|---------------------------|-------|------------------|-------|-------|
| 能 力 | 120kg/時 | | 180kg/時 | | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 既 設 | | 同 左 | | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | 既 設 | | 同 左 | | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | 許 可 後 | | 同 左 | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 8時間 | | 同 左 | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | な し | | 同 左 | | |
| | 区 分 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 |
| | 水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数) | 11~13 | 11~13 | 11~13 | 11~13 |

| | | | | | |
|--|------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 3,500 | 4,000 | 3,500 | 4,000 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 2,500 | 3,000 | 2,500 | 3,000 |
| | 浮遊物質 量 (単位 mg/L) | 750 | 1,000 | 750 | 1,000 |
| | 窒素含有量 (単位 mg/L) | 250 | 300 | 250 | 300 |
| | リン含有量 (単位 mg/L) | 35 | 40 | 35 | 40 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L) | 150 | 200 | 150 | 200 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日) | | 4 | 5 | 4 | 5 |

(4) 排出水の汚染状態及び量

| 変更前後の区分 | | 変更前 | 変更後 |
|-------------------------------|----|---------|---------|
| 排水口名 | | No. 1 | No. 1' |
| 排水量 (単位 m ³ /日) | 通常 | 440 | 440 |
| | 最大 | 520 | 520 |
| 水素イオン濃度 (水素指数) | 通常 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
| | 最大 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
| 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 通常 | 10 | 10 |
| | 最大 | 20 | 20 |
| 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 通常 | 10 | 10 |
| | 最大 | 20 | 20 |
| 浮遊物質 量 (単位 mg/L) | 通常 | 12 | 12 |
| | 最大 | 30 | 30 |
| 窒素含有量 (単位 mg/L) | 通常 | 12 | 12 |
| | 最大 | 25 | 25 |
| リン含有量 (単位 mg/L) | 通常 | 0.6 | 0.6 |
| | 最大 | 1.2 | 1.2 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L) | 通常 | 5未満 | 5未満 |
| | 最大 | 5 | 5 |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年10月19日から同年11月9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び宍粟市市民生活部環境課



兵庫県告示第900号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
赤穂市加里屋字八田980番3の一部
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第901号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
平成30年9月6日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域
神戸市北区山田町地内



兵庫県告示第902号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
平成30年9月8日から平成31年1月31日まで
- 3 作業地域
神戸市灘区篠原地内



兵庫県告示第903号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年10月1日から平成31年3月15日まで
- 3 作業地域
尼崎市崇徳院一丁目、崇徳院二丁目、崇徳院三丁目及び蓬川町地内



兵庫県告示第904号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、（仮称）神戸市多

井畑西地区土地区画整理組合設立準備委員長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び3級水準測量）
- 2 作業期間
平成30年8月30日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域
神戸市須磨区多井畑及び垂水区下畑町外地内



兵庫県告示第905号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.5.86号 塩屋多井畑線
- 3 事業施行期間
平成30年10月19日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県神戸市垂水区塩屋町字大谷地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第906号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号 | 指定年月日 (平成年月日) | 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------|---------------|---------------|
| 第H30淡路位置 0004号 | 30.10.2 | 南あわじ市賀集立川瀬字原内208番1の一部 | 6.00 | 22.90 |

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年10月19日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県本庁舎ほか2庁舎で使用する電気 予定数量7,859,011キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4946

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成30年10月19日(金)から同年11月9日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 清水
電話(078)341-7711 内線2620

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成30年10月22日(月)から同年11月9日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成30年12月12日(水)午前10時から

場所 兵庫県企画県民部管理局管財課内(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成30年12月11日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年12月10日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成30年11月9日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Govenor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 7,859,011kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2019 through March 31, 2020

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 December 11, 2018 by direct delivery

17:00 December 11, 2018 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shimizu, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 2620



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

| 物件 番号 | 所 在 地 | 面 積 (㎡) | 地 目 | 予定価格 (千円) | 入札保証金 (千円) |
|----------|-----------------|------------|-----|--------------|---------------|
| シ | 洲本市由良三丁目1438番17 | 425.87 | 宅地 | 12,052 | 1,206 |
| ス | 洲本市上物部二丁目395番8 | 269.79 | 宅地 | 8,091 | 810 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

(1) 成年被後見人

(2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

(5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
 - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
 - (11) 日本語を完全に理解できない者
 - (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
 - (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
 - (2) 申込手続
一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
 - (3) 受付期間
平成30年10月22日（月）から同年11月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成30年10月22日（月）にあつては午後1時からとする。
郵送等の場合は、平成30年11月9日（金）消印有効とする。
- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2655
- 5 入札期間、場所及び開札日時
- (1) 入札期間
平成30年11月26日（月）午後1時から同年12月3日（月）午後1時まで
 - (2) 入札場所
公有財産売却システム上
 - (3) 開札日時
平成30年12月3日（月）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。
- 7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



二級河川西郷川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川西郷川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び神戸県民センター神戸土木事務所に於いて公表する。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



二級河川都賀川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川都賀川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び神戸県民センター神戸土木事務所に於いて公表する。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



二級河川高羽川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川高羽川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び神戸県民センター神戸土木事務所に於いて公表する。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市誉田町福田字壹町田136番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市長田区大道通四丁目1-7 大道コーポ101
コータハウス有限会社 代表取締役 藤 本 欣 則
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年9月6日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-43-2号（29たつの）

~~~~~

### 初代県庁舎復元施設整備に係る基本・実施設計業務プロポーザルの実施

初代県庁舎復元施設整備に係る基本・実施設計業務を行う者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

平成30年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 趣旨

兵庫県政150周年記念事業として、初代県庁が設置された兵庫津地域周辺に、県民が県の成り立ちや歴史を振り返ることができる初代県庁舎復元施設の整備を推進している。

当該建築設計業務を委託するに当たり、地域特性や周辺環境との調和等を十分に理解し、高い技術力及び豊富な経験等を有する設計者の選定を目的として、公募によるプロポーザルを実施する。

#### 2 プロポーザルの概要

(1) 名 称 初代県庁舎復元施設整備に係る基本・実施設計業務プロポーザル

(2) 施設概要

ア 建設候補地 神戸市兵庫区中之島2丁目

イ 敷地面積 約2,000平方メートル

ウ 施設規模 約540平方メートル

(3) 提出書類

ア 参加表明書

イ 技術提案書(上記アの参加表明書を評価し、技術提案書の提出を求める者(以下「被要請者」という。)として選定された者にものみ提出を求める。)

(4) 選定方法及び委員会

ア 選定方法

選定は次の2段階とする。

(イ) 1次選定

参加を希望する者から提出された参加表明書を建築設計業務委託者選定委員会(以下「委員会」という。)が評価し、被要請者として3者程度を選定する。

(ロ) 2次選定

被要請者から提出された技術提案書を委員会が評価し、建築設計業務を行う者を特定する。

イ 委員会

被要請者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、下記の委員会で行う。

会 長 田 辺 眞 人 園田学園女子大学名誉教授

副会長 朝 倉 一 晃 兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課長

委 員 村 上 裕 道 京都橘大学文学部教授

柏 本 保 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会会長

飯 塚 知香子 兵庫県企画県民部地域創生局地域遺産課長

(5) 主催者及び事務局

ア 主催者 兵庫県(以下「県」という。)

イ 事務局 兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課営繕班(丸山・上坂)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁1号館12階)

電話 (078) 341-7711 内線4793

#### 3 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。

(2) 県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「設計・監理」の建築(意匠)に登録されていること。

(3) 県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと及び県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)を遵守すること。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。

- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (7) 建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないものであること。
- (8) 平成20年4月以降に実施設計を完了した、同種施設又は類似施設の建築設計業務（※）を元請で受託した実績を有すること。
- (9) 経験が豊富な有資格者を本件に従事する総括責任者及び主任技術者として配置できること。
- (10) 本プロポーザル手続開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (11) 本プロポーザル及びその後の業務委託契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

※同種施設の建築設計業務とは歴史的な建物の改修・修復に関する建築設計業務又は非木造で木造風に見える建物の建築設計業務とし、類似施設の建築設計業務とは木造で延床面積160平方メートル以上の建築設計業務とする。

4 被要請者の選定基準及び技術提案書の特定基準

- (1) 被要請者の選定基準（1次選定）
  - ア 事務所の能力等（技術職員数、有資格者数、同種・類似業務実績、1級建築大工技能士との連携）
  - イ 配置技術者の能力（配置技術者の保有資格、同種・類似業務実績、経験年数）
- (2) 技術提案書の特定基準（2次選定）
  - ア 実施方針（業務理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等の的確性について評価する。）
  - イ 技術提案書（提案内容の的確性、独創性、実現性について評価する。）
  - ウ 業務見積書

5 手続等

- (1) 実施要領等の配布
  - ア 配布期間 平成30年10月19日（金）から同年11月1日（木）まで
  - イ 配布方法 兵庫県庁のホームページに掲示する。
- (2) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法
  - ア 提出場所 上記2(5)イに同じ。
  - イ 提出期間 平成30年10月19日（金）から同年11月1日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - ウ 提出方法 持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限内必着とする。
- (3) 技術提案書の提出場所、提出期限及び提出方法
  - ア 提出場所 上記2(5)イに同じ。
  - イ 提出期限 平成30年12月10日（月）午後5時まで
  - ウ 提出方法 持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限内必着とする。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記2(5)イに同じ。
- (4) その他詳細は、初代県庁舎復元施設整備に係る基本・実施設計業務プロポーザル実施要領による。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年10月19日

契約担当者

兵庫県但馬県民局長 古川直行



## 1 調達内容

## (1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県西播磨総合庁舎ほか16庁舎で使用する電気 予定数量3,618,746キロワット時/年

## (2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

## (3) 履行期間

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

## (4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

## (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県納税局管理課 電話（078）341-7711 内線4946

## (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

## (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

## (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

## (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

## (1) 交付期間

平成30年10月19日（金）から同年11月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 八田

電話（0796）23-1001 内線211

## 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

## (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成30年10月22日（月）から同年11月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

## (3) 開札の日時及び場所

日時 平成30年12月12日（水）午後1時30分から

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 2 階総務企画室財務課内（豊岡市幸町 7—11）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成30年12月11日（火）午後 5 時までに前記 3 (2) の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の 5 以上の額の入札保証金を平成30年12月10日（月）午後 5 時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去 2 年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記 2 (1)、(5) 及び(6) に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成30年11月 9 日（金）午後 5 時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の方法により、所定の日時及び場所に到着していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記 4 (4) 及び 5 (5) アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4 (4) 又は 5 (5) ア、イ、エ若しくはオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoyuki Furukawa, Executive Director General, Tajima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

## (2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,618,746 kWh/1 year

## (3) Fulfillment period:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

## (4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

## (5) Deadline for tender:

17:00 December 11, 2018 by direct delivery

17:00 December 11, 2018 by mail

## (6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Hatta, General Affairs Office, Tajima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

7-11, Saiwaicho, Toyooka, Hyogo 668-0025

TEL (0796)23-1001 Ext.211